

物価高騰対策：町民の皆様の生活を支援します！
～「簡易水道料金の減免」または「支援金の給付」のお知らせ～

原油価格や物価の高騰が町民の皆様の生活に深刻な影響をもたらしている状況を踏まえ、美郷町では経済的負担を軽減するための支援を実施します。

簡易水道をご利用の方には「水道基本料金の減免」を、簡易水道をご利用でない方には「支援金の給付」を行います。

〈町の簡易水道をご利用の方〉

▶水道料金（基本料金 8 ヶ月分）を減免します 【手続きは不要です！】

期間中の水道料金から、自動的に基本料金を差し引いてご請求します。

- ・対象 水道料金の適用を受ける町内すべての簡易水道利用者（官公庁を除く）
- ・減免内容 水道基本料金 月額 1,100 円 を減免
- ・対象期間 令和 8 年 8 月請求分から令和 9 年 3 月請求分（8 ヶ月間）
※ 合計で 8,800 円の減免となります。

【注意事項】

※ 差し引き後の水道料金請求額が 0 円となる場合は、納付書の送付や口座振替は行いません。

※ 農業集落排水施設の使用料は減免の対象外となります。

〈町の簡易水道を利用していない方〉

▶支援金（8,800 円）を給付します 【こちらは申請手続きが必要です！】

簡易水道の減免と同額の支援金を給付します。該当する方は期間内にご申請ください。

- ・給付額 1 世帯当たり 8,800 円
- ・対象となる世帯 以下の条件をすべて満たす世帯
 - ①令和 8 年 8 月 1 日時点で美郷町に住民票がある世帯（※同一住所に複数世帯がある場合はいずれかの世帯主）
 - ②町の管理する簡易水道を利用していない世帯
 - ③町の「水道施設等維持管理補助金」の交付を受けていない世帯
（※③の補助金を受けている水道組合には、代表者様へ別途申請書を郵送しています）
- ・申請方法・受付場所 該当する世帯の方は、町民課・南郷地域課・北郷地域課の窓口で申請書を受け取り、必要書類とともにご提出ください。
- ・申請に必要なもの（1）印鑑、（2）振込先口座が確認できるもの（通帳など）
（3）本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）
- ・申請受付期間 令和 8 年 8 月 17 日（月）から 令和 8 年 11 月 30 日（月） ※開庁時間内

【注意】詐欺にご注意ください！

今回の減免や支援金に関して、役場職員が電話やメールで個別に連絡したり、ご自宅を訪問してキャッシュカードを預かったり、ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。

不審な電話があった場合は、すぐに役場または警察にご相談ください。

【お問合せ】 町民課 66-3604